

すいたフェスタ警備業務 公募型プロポーザル募集要項

今年も”吹田でいちばん熱い日を！”を合言葉に「すいたフェスタ 2025」を開催します。

本イベントにつきましては、万博記念公園内の3つの会場で様々な企画を実施する予定としており、それらの会場やイベントに合わせた警備が必要となります。

つきましては、すいたフェスタ警備業務（以下「本業務」という。）の契約候補者の選定にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から業務提案書等を募集し、この提案を一定の基準で審査して契約候補者等を選定する、公募型プロポーザルを実施します。

1 業務概要

(1) 業務名称

すいたフェスタ警備業務

(2) 業務内容

すいたフェスタ警備業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）9月20日（土）まで

(4) 予算限度額

1,500,000円

（消費税及び地方消費税を含みます。この金額を超える提案は失格とします。）

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

(1) 吹田市内に本社又は支店等を有する者であること。

(2) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及びすいたフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

3 スケジュール概要

項番	手続き内容等	期間・期限等
1	募集要項等の公表	令和7年4月21日（月）
2	募集要項等の配布	令和7年4月21日（月）から 令和7年5月9日（金）17時00分まで
3	参加表明書等の受付	令和7年4月21日（月）から 令和7年5月9日（金）17時00分まで
4	質疑書の提出	令和7年4月21日（月）から

		令和7年4月28日（月）17時00分まで
5	質疑書の回答	令和7年5月2日（金）
6	第1次審査（書面審査）	令和7年5月15日（木）
7	第1次審査結果通知	令和7年5月21日（水）
8	第2次審査用 提案書等の受付期限	令和7年5月30日（金）17時00分
9	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年6月4日（水）
10	結果通知	令和7年6月13日（金）【予定】
11	契約内容の調整、仕様書の確定	令和7年6月下旬【予定】
12	契約の締結	令和7年6月23日（月）【予定】

4 提案募集の概要

（1）提案募集の名称

すいたフェスタ警備業務

（2）提案募集方法

公募型プロポーザル

（3）発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

すいたフェスタ実行委員会 会長 西村 元秀

イ 提案募集事務局

すいたフェスタ実行委員会事務局

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所シティプロモーション推進室内

T E L : 06-6384-2145

E-mail : suita-maturi@city.suita.osaka.jp

（4）募集要項等の配布

ア 配布期間

令和7年4月21日（月）から令和7年5月9日（金）17時00分まで

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載

ウ 配布資料

（ア）本業務プロポーザル募集要項

（イ）本業務仕様書

（ウ）すいたフェスタ会場配置図案

（エ）本業務公募型プロポーザル審査基準

（オ）本業務関係様式等

（5）第1次審査に係る提出書類

ア 提出書類

(ア) 参加表明書 (様式 1)

(イ) 会社概要書 (様式 2)

(ウ) 類似契約実績書 (様式 3)、警備業務に関する契約書及び仕様書の写し

イ 提出期間

令和 7 年 4 月 21 日 (月) から令和 7 年 5 月 9 日 (金) 17 時 00 分まで

ウ 提出場所

提案募集事務局

エ 提出部数

各 1 部

オ 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間とすること。

郵送の場合は、封筒の表に「参加表明書等在中」と朱書きし、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で、提出期間内に到着するように送付すること。

カ 第 1 次審査結果通知

審査の結果は、令和 7 年 5 月 21 日 (水) 頃に電子メールにより通知し、後日書面による通知も行います。また、審査結果は吹田市ホームページでも公表します。

(6) 質問の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

質疑書 (様式 5)

イ 提出期間

令和 7 年 4 月 21 日 (月) から令和 7 年 4 月 28 日 (火) 17 時 00 分まで

ウ 提出場所

提案募集事務局

エ 提出方法

持参又は電子メール

(ア) 持参の場合

持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に提出してください。

(イ) 電子メールの場合

メールに対して受付の返信メールをもって、提出したものとします。

オ 質問への回答

令和 7 年 5 月 2 日 (金) までに、吹田市ホームページ上で回答を公表します。

カ その他注意事項

- (ア) 公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しません。
- (イ) 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。
- (ウ) 吹田市からの質問に対する回答の公表をもって、本実施要領の補完、追加又は修正とします。
- (エ) 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

(7) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に係る提出書類

提案内容の説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

令和7年6月4日（水）

※開始時間・場所等については、第1次審査通過者に電子メールで通知します。

イ 時間配分

各応募者につき30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

※提案書等の内容説明と選定会議の委員からの質疑への回答など

ウ 提出書類

(ア) 提案書（様式4）

(イ) 警備計画書（様式自由）

(ウ) 見積書（様式自由）

提出書類は、原本1部とその写し9部を作成し、提出してください。

エ 提出期間

令和7年5月21日（水）から令和6年5月30日（金）17時00分まで

オ 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とすること。

郵送の場合は、封筒の表に「提案書等在中」と朱書きし、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で、提出期間内に到着するように送付すること。

カ プレゼンテーションの実施にあたっての注意事項

(ア) 必ず、本業務に実際に従事するものがプレゼンテーションを行ってください。

(イ) パワーポイントの利用は可能とします。

(ウ) パソコン、プロジェクター等の機器については、実行委員会で準備します。

USBメモリ等にファイルを保存したものを当日お持ちください。

(エ) プレゼンテーションの出席は3名までとします。

(オ) 会社名を特定できるようなバッジ等は身に着けないでください。

(カ) 新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明してください。

(8) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- ア 選定時点において、参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案したとき。
- オ その他、実行委員会が指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。
- カ 書類の提出日から契約締結日までの間、参加資格要件が備わっていないことを認めた場合。
- キ 本業務のプロポーザルに参加する者又はしようとする者が、事業者募集開始日以降に実行委員会の委員及び提案募集事務局員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- ク 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合。
- ケ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合。

(9) 辞退について

応募等を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）に記載し、事前に電話連絡をしたうえで提案募集事務局に持参又は郵送で提出してください。

5 事業者の選定

すいたフェスタ実行委員会において、選定会議を設置し、審査を行います。審査項目、審査基準及び配点表は別紙のとおりです。選定会議において、提案された内容について、審査基準に基づき審査し、契約候補者と次点者を選定します。

なお、応募が1事業者であっても審査し、契約候補者としての適否を判断します。

(1) 審査方法及び留意事項

- ア 選定会議において、提案された実績報告書等について、書面審査による第1次審査を行い、原則上位3者までを第2次審査の対象者として選定します。
- イ 第2次審査は、提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション、ヒアリングを行い、審査基準に基づき審査し、契約候補者と次点者を選定します。
- ウ 契約候補者の決定方法は、選定会議の各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けをした委員数が多いものを契約候補者とし、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定会議の委員による合議又は多数決により決定します。
- エ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受けません。
- オ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおりです。
提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となることがあります。
- カ 応募が1事業者の場合でも審査・選定を行います。品質確保の観点から最低基準

点を第1次審査、第2次審査とも6割と設定し、各委員の評価点数の平均点が最低基準に満たない場合、再度公募を行います。

(2) 第2次審査通知

審査の結果は、令和7年6月13日（金）頃に、契約候補者には選定通知、次点者には次点者通知、非選定者には非選定通知を電子メールにて通知し、後日書面による通知も行います。また、審査結果は吹田市ホームページでも公表します。

6 契約事業者の決定

契約候補者と本業務執行について随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結します。ただし、契約候補者との随意交渉が不調となった場合は、次点者との随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結します。

7 業務仕様について

契約事業者となる者が提出した提案書の記載事項は、すいたフェスタ警備業務仕様書と併せ、原則として契約締結時に業務仕様として採用することを想定していますが、詳細については実行委員会と協議調整のうえ決定します。

8 その他

- (1) 本業務プロポーザルに参加する者は、本業務公募型プロポーザル募集要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。また、実行委員会の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の応募者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる応募者としての態度を保持してください。
- (2) 本業務プロポーザルに参加するために必要な費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 提出書類の著作権は、本業務公募型プロポーザル参加者に帰属します。ただし、実行委員会が本業務のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定めます。

9 問い合わせ先・提出先

すいたフェスタ実行委員会事務局

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所シティプロモーション推進室内

TEL：06-6384-2145

E-mail：suita-maturi@city.suita.osaka.jp